- 住民福祉課 社会福祉係
- 乳 幼児・子ども・ひとり親家庭・寡婦医療費助成制度

いりょうきかん やっきょく しはら ひょう けんこうほけん てきょう 医療機関や薬局に支払った費用のうち、健康保険の適用 じょせい となる医療費について、助成しています。 じょせい う じゅきゅうしかく にんてい う

この助成を受けるためには、受給資格の認定を受け、
じゅきゅうしゃしょう こうふ う ひつよう
受給者証の交付を受けることが必要です。

# しきゅうたいしょうしゃとう ○支給対象番等

○ 久和 刈			
じょせいたいしょう 助成対象		じょせいないよう 助成内容	
	小学校	しょとくせいげん ・ 所得制限なし	18歳以下(18歳に達する日
にゅうようじ 乳幼児	Lupうがくまえ 就学前まで	<sup>げんぶつきゅうふ</sup> ・現物給付(※1)	い ご きいしょ がっ にち 以後の最初の 3月31日まで)
		しょうかんばら ・ 償 還払い(※2)	の方については、令和6年4
	しょうがくせい 小 学生から		月診療分から、自己負担額
子ども	18 歳到達以	しょとくせいげん ・所得制限なし しょうかんばら ・償還払い	(同一医療機関の月額より、
1 - 0	で 放列達外 で さいしょ 後最初 の 3		にち えん じょうげん 1日800円、上限1,600円/
	版取切り 5 <sub>がっ にち</sub> 月 3 1 日 ま	以 (2) (4)	<sub>がっ こうじょ</sub> 月)を控除することなく、
	プリロス		いりょうひぜんがく じょせい 医療費全額を助成します。
	<sup>さいみまん</sup> 20 歳未満 の		18歳を超える方は、同一医
	こ。 ************************************		りょうきかん げつがく つきかい療機関の月額より月1回
ひとり	ているひと	しょとくせいげん ・ 所 得 制 限 あ り	びあい じこふたんがく の場合は自己負担額800
おやかてい親家庭	。 り 親家庭 の	ファイラー (Man Man Man Man Man Man Man Man Man Man	えん つき かいいじょう ばあい 円、月2回以上の場合は
1)/L2/\/X=	カル		じこふたんがく えん さ 自己負担額1,600円を差し
	税及い   <sub>さいみまん</sub>   18 歳未満 の		ひ がく しきゅう 引いた額を支給します。
	10 殿水崎 07		ゃっきょくぶん ただし、薬 局 分について
	1 (同代工子		じこぁたんがく こうじょ は自己負担額を控除するこ

ぜんがく しきゅう ば あい の場合は 20 となく、全額支給しま さい み まん す。 歳未満) けいさんれい 【計算例①】 にゅういん つういん 60歳以上70 じょせいないよう 入院と通院で助成内容 まいみまん 歳未満で、 こと が異なります。 ふよう ぎむしゃ 扶養 義務者 にゅういん どういついりょうきかん 入院:同一医療機関の と 生計 を げつがく 月額より じ こ ふ たんがく がる。 どういつ 同一にして 1日につき自己負担額 えん さ いない寡婦 S) 1,200円を差し引いた額 し きゅう の方 を支給します。 けいさんれい 【計算例②】 つういん どういつ い りょう き かん 通院: 同一医療機関 げつがく つき かい ばあい の月額より月1回の場合 じ こ ふ たんがく えん は自己負担額800円、 つき かいいじょう ばあい じ 月2回以上の場合は自 こ ふ たんがく えん 己負担額、1,600円を

きし引いた額に 1/2 を きし引いた額に 1/2 を でよう がく しきゅう 乗 じた額を支 給 しま す。 ただし、薬局分につい ては自己負担額を控除す ることなく、 1/2 を乗 じた額を支 給 します。 【計算例③】

助成対象は、健康保険適用となる医療費及び薬剤費です。ただがっこうさいがいきょうさいきゅうふせいどにほんし、学校災害共済給付制度(日本スポーツ振興センター給付)たいおうしんりょうぶん ふくしいりょう じゅうふくしんせい対応の診療分は、福祉医療との重複申請ができませんので、りょうしょう こうがくいりょうひ かぞくりょうようふ かきん きゅうふご 了承ください。高額医療費や家族療養附加金などの給付きん ばあい きんがく のぞ ぶん たいしょう 金がある場合は、その金額を除いた分が対象です。

#### **※** 1

いりょうきかんとう まどぐち ふくしいりょうひじゅきゅうしゃしょう ていじ 医療機関等の窓口で福祉医療費受給者証の提示により福祉 いりょうひ じこふたんがく しはら じゅしん 医療費の自己負担額までの支払いで受診できます。

(県内医療機関のみ) 令和6年4月診療分から、一旦、医療機関の キとぐち で支払われた医療費の自己負担額(1ヶ月に 1病院に 1日かかった場合は800円、上限1,600円/月)については、福祉医療費受給 資格認定申請の際に登録した口座へ、年1回まとめてお振込みします。

#### **※** 2

いりょうきかんとう まどぐち けんこうほけん いちぶふたんきん しはらいご ちょう 医療機関等の窓口で健康保険の一部負担金を支払後、町へいりょうせきとう りょうしゅうしょ てんぷして助成申請を行うことで、助成 医療機関等の領収書を添付して助成申請を行うことで、助成がく ふりこ にゅうようじ 乳幼児については、県外医療機関受診の場合)

# 【計算例①】

(例1) 1ヶ月に1病院に1日かかり2,000円支払ったときの福祉医療費(払戻し)は

 $2,000 \stackrel{\text{\tiny $\lambda$}}{\text{\tiny $H$}} - 800 \stackrel{\text{\tiny $\lambda$}}{\text{\tiny $H$}} = 1,200 \stackrel{\text{\tiny $\lambda$}}{\text{\tiny $H$}}$ 

(例3) 1病院 (1日受診) に医療費2,000円と薬局におじゅしん くすりだい えん しはら ふくしいりょうひ (1日受診) に薬代600円を支払ったときの福祉医療費はらいもど (払戻し)は

### 【計算例②】

(例2) 1 ヶ月に1 病院に1 0 日 入院し、20,000円 支払ったときの福祉医療費(払戻し)は

 $(20,000\overset{\dot{z}h}{\Box} - 12,000\overset{\dot{z}h}{\Box}) = 8,000\overset{\dot{z}h}{\Box}$ 

## けいさんれい

(例1) 1ヶ月に1病院に1日かかり2,000円支払ったと
solution は は 反し は は らいもど きの福祉医療費(払戻し)は

(2,000円 -800円  $\times 1/2 = 600$ 円

(例2) 1ヶ月に1 病院に2日以上かかり2,000円支払ったときの福祉医療費(払戻し)は

(2,000円 -1,600円  $\times 1/2 = 200$ 円

(例3) 1 病院 (1日受診) に医療費2,000円と薬局 (1 にちじゅしん くすりだい えん しはら ふくしいりょうひ はらいもど 日受診) に薬代600円を支払ったときの福祉医療費(払戻し)は

(2,000円 -800円 +600円)  $\times 1/2 = 900$ 円  $\times 1/2 = 900$ 0  $\times 1/2$ 

じゅきゅうしかくにんていしんせい じ ひつよう にゅうよう じ こ い ② 受 給資格認定申請時に必要なもの(乳幼児・子ども医りょう 療)

th に うほけんしょう こ さまぶん ・ 健康保険証 (お子様分)

つうちょう ほごしゃめいぎ

通帳(保護者名義のもの)

こじんばんごう

- ほ ご しゃさまおよ こ さまぶん ・個人番号(マイナンバー)カード(保護者様及びお子様分) ほんにんかくにんしょるい ほごしゃさまぶん
- ·本人確認書類(保護者様分)

かおじゃしん うんてんめんきょしょう しょうがいしゃてちょうとう 顔写真ありのもの:運転免許証、障害者手帳等より1種類 ひつよう 必要です。

かおじゃしん けんこうほけんしょう ねんきんてちょう しゅるいひつよう 顔写真なしのもの:健康保険証、年金手帳等より2種類必要 です。

やく ば しゃかいふく し がかり ⇒手続きは役場社会福祉係 へ

じゅきゅうしかくにんていしんせいじ ひつよう ○受給資格認定申請時に必要なもの(ひとり親家庭・寡婦)

- けんこうほけんしょう おやかてい せたいぜんいんぶん ・健康保険証(ひとり親家庭は世帯全員分)
- おやかてい ほごしゃめいぎ ・ 通帳 (ひとり親家庭は保護者名義のもの)
- ・個人番号(マイナンバー)カード(ひとり親家庭は保護者 さまぶん 様分)
- ・本人確認書類(ひとり親家庭は保護者様分)

かおじゃしん うんてんめんきょしょう しょうがいしゃてちょうとう 顔写真ありのもの:運転免許証、障害者手帳等より1

しゅるいひつよう 種類必要です。

かおじゃしん 顔写真なしのもの:健康保険証、年金手帳等より2種類 ひつよう 必要です。

- じどうふようてあてしょうしょ じどうふようてあてじゅきゅうしゃ 児童扶養手当証書 (児童扶養手当受給者のみ)
- でつづ やくば しゃかいふく し がかり ⇒手続きは役場社会福祉 係 へ
- ○医療費助成申請時に必要なもの
- いりょうきかん りょうしゅうしょ ・ 医療機関の領収書
- \* 受給資格証(黄色)
- けんこうほけんしょう
  ・ 健康保険証
- てつづ やくば しゃかいふく し がかり ⇒手続きは役場社会福祉 係 へ

\*くばしゃかいふくしがかりまどぐち せっち ふくしいりょうひ 1. 役場社会福祉係窓口に設置している「<u>福祉医療費</u> しんせいしょ かげっ まいていしゅっ 申請書」に1ヶ月ごとに1枚提出してください。

- 2. 申請書は受診月ごと、医療機関ごとに領収書(紛失の ばあいいりょうきかん しょうめい てんぷ ひつようじこう き 場合は医療機関による証明)を添付し、必要事項を記 にゅうご やくばしゃかいふくしがかり ていしゅつ 入後、役場社会福祉係へ提出してください。
  - ◎助成方法
  - 1. 口座振込 (先に申請していただいた折の登録口座への 振込)

か にち どにちしゅくさいじつ ばあい ぜんじつ (10日、28日が土日 祝 祭日の場合は前日)

こうがく い りょう ひ がいとう り ゆう じょせい おそ

・高額医療費該当などの理由で助成が遅くなる場合もあります。

### 【問い合わせ】

かわたなちょうじゅうみんふくしかしゃかいふくしかかり川棚町住民福祉課社会福祉係